# インターネット上の児童ポルノ流通防止に向けたブロッキング対策の現状と課題

平成24年10月31日

一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会 代表理事 桑子 博行

# 児童ポルノ流通防止をめぐる政府・業界の主な動き

- 〇総務省・インターネット上の違法有害情報への対応に関する検討会の議論をふまえ、 安心ネットづくり促進協議会が発足 (平成21年2月)
- ・児童ポルノ対策作業部会において、法的問題・技術対策を検討
- 〇警察庁・総合セキュリティ対策会議の提言をふまえ、 児童ポルノ流通防止協議会が発足

(平成21年6月)

〇政府の犯罪対策閣僚会議(議長:総理大臣)において、 児童ポルノ排除総合対策が決定

(平成22年7月)

- ・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体との連携等を通じた児童ポルノ流通防止対策の推進 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の設置に向けた作業を進め、同団体との官民連携した児童 ポルノ流通防止対策を推進
- ・ブロッキングの導入に向けた諸対策の推進

インターネット利用者の<u>通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮</u>しつつ、平成 22年度中を目途にISP等の関連事業者が自主的に実施することが可能となるよう、対策を講ずる。

ISPによる実効性のあるブロッキングの自主的導入の促進

一般ユーザに対する広報・啓発

〇関係事業者が集まり、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会を設立 (ICSA) (平成23年3月)

# ブロッキングに関する諸問題 (法的問題)

ブロッキングは 利用者の通信の秘密を侵害する

### 安心ネットづくり促進協議会

児童ポルノ対策作業部会

『緊急避難』が成立する場合に限り 違法性阻却

#### 『現在の危難』

児童ポルノ画像が 流通し続ける限り、成立

### 『補充性(代替手段が無い)』

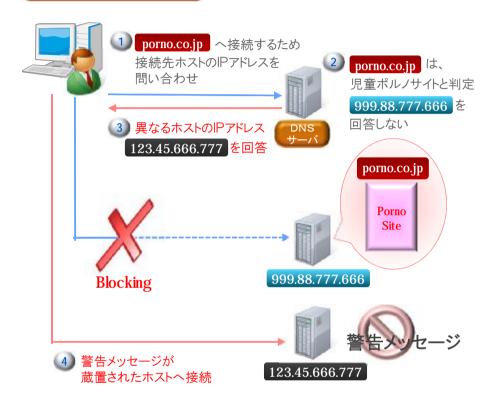
サイト管理者に対して、画像の削除 依頼を講じたにもかかわらず、削除 されなかった場合のみ許容

### 『法益の権衡』

通信の秘密の重要性に鑑みれば、『児童ポルノ』に限って成立

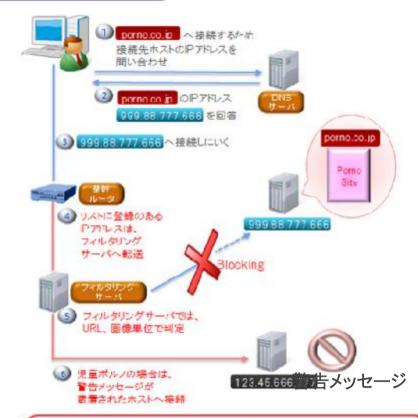
# ブロッキングに関する諸問題 (技術的問題)

#### DNSブロッキング



導入コストは抑えられるが、Domain単位 でのブロックとなり粒度が荒くなる

#### ハイブリットフィルタリング

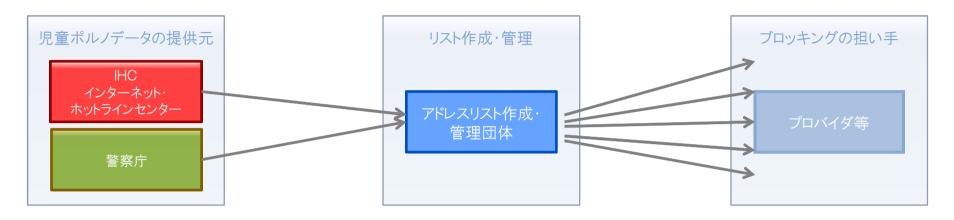


対象画像をピンポイントでブロックできるが、 新たな仕組みを構築するためコストがかさむ他、 サイト運営者側での回避行動が容易

それぞれ一長一短があるが、総合的に勘案して、DNSブロッキング 方式でスタートした。

# ブロッキングに関する諸問題 (運用上の問題)

### ブロッキングフロー(リスト作成・管理団体経由型)



アドレスリスト作成・管理団体が間に入ることで、 法的問題等に配慮した適正な運用が可能となる





### 一般社団法人 インターネットコンテンツセーフティ協会 Internet Content Safety Association

児童ポルノアドレスリスト作成管理団体として、児童ポルノ画像が掲載された サイトに係るアドレスリストの作成・管理を行うなど、インターネットを通じた違 法コンテンツの流通を防止するために民間事業者等が講じる各種取組みを 支援することにより、安全なインターネット環境の実現に寄与することを目的 として、プロバイダー、検索事業者、フィルタリング事業者等によって設立さ れた団体。

#### (ICSA設立時の役員構成)

代表理事	桑子 博行	社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員長	
副代表理事	有馬 誠	グーグル株式会社 代表取締役	
理事	桜井 伝治	NTTコミュニケーションズ株式会社 第四営業本部第二営業部門長	
理事	福智 道一	ソフトバンクBB株式会社 技術統括プラットフォーム運用本部副本部長	
理事	立石 聡明	社団法人日本インターネットプロバイダー協会 副会長	
理事	森川 亮	ネイバージャパン株式会社 代表取締役社長	
理事	喜多埜 裕明	ヤフー株式会社 COO(取締役最高執行責任者)	
監事	築島 幸三郎	社団法人日本ケーブルテレビ連盟 常務理事・事務局長	



(設立総会2011.3)



# (2012年10月4日現在:73社)

	プロバイダ、携帯電話事業者			検索、フィルタリング
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	テレコムサービス協会	トナミ運輸	フルキャストマーケティング	ヤフー
KDDI	イッツ・コミュニケーションズ	ネスク	フリービット	グーグル
NTTコミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・エムイー	ハートネットワーク	バーシティウェーブ	ネイバージャパン
NTTぷらら	BBIX	フォーサイトウェーブ	アイエフネット	日本マイクロソフト
ソネットエンタテインメント	インターネットマルチフィード	フュージョン・コミュニケーションズ	鉄道情報システム	ネットスター
テクノロジーネットワークス	日本ネットワークイネイブラー	伊賀上野ケーブルテレビ	Hi- Bit	デジタルアーツ
ケイ・オプティコム	丸紅アクセスソリューションズ	近鉄ケーブルネットワーク	朝日ネット	
ソフトバンクBB	ペイ・コミュニケーションズ	高岡ケーブルネットワーク		
ソフトバンクテレコム	ハイホー	松坂ケーブルテレビ・ステーション		
ニフティ	STNet	新潟通信サービス		
NECピッグローブ	エネルギア・コミュニケーションズ	福井ケーブルテレビ		
インターネットイニシアティブ	TOKAI	北海道総合通信網		
ジャパンケーブルネット(JCN)	ドリーム・トレイン・インターネット	イー・アクセス		
エディオン	ソニービジネスソリューション	CAC		
九州通信ネットワーク	KCN京都	北電情報システム		
中部テレコミュニケーション	アイテック阪急阪神	ソフトバンクモパイル		
NTTレゾナント	エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニ ケーションズ	ケーブルテレビ富山		
日本インターネットプロバイダー協会	ケーブルテレビ可児	射水ケーブルネットワーク		
電気通信事業者協会	EditNet	ハイネット		
日本ケーブルテレビ連盟	コミュニティネットワークセンター	富士通		

# 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成における判断基準

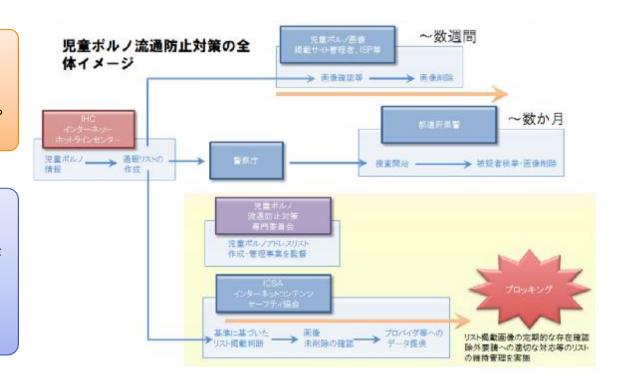
#### 1.(サイト開設の目的)

当該ドメインに含まれるサイトの相当部分の開設目的 の全部又は一部が、児童ポルノの画像等をそれと知り ながらインターネット上で流通させることにあると認めら れること。

#### 2.(児童ポルノ画像の数量)

当該ドメインに含まれるサイトの中に、

- (ア)児童の権利等を著しく侵害するものであることが 明白な画像等が存在するか
- (イ)児童の権利等を著しく侵害する画像等が 相当数存在するか、
- (ウ)児童の権利等を著しく侵害する画像等が相当の 割合で存在するか、のいずれかであること。



#### 3.(発信者の同一性)

- (ア) 当該ドメイン内に複数のサイトがある場合には、各サイトの管理者が同一であること。
- (イ)(ア)にいう管理者以外の第三者が、当該ドメイン内に設置された電子掲示板等において情報を発信している場合には、
  - (i) 当該情報に2の対象となる児童ポルノの画像等が含まれており、かつ、サイト管理者を当該画像等の実質的な発信者であるとみなしうるような特段の事情が存在すること。
  - (ii) また、当該情報に児童ポルノ以外の情報が含まれる場合には、当該情報の発信者の多くが、児童ポルノの流通が当該サイトの開設目的であることを認識・認容しながら、当該情報を発信したものと認められること。

#### 4.(他の実効的な代替手段の不存在)

当該ドメインをDNSブロッキングの対象とすることが、1ないし3及びその他の諸般の事情を総合的に考慮した上で、やむを得ないと認められること。

# 児童ポルノアドレス処理状況

児童ポルノアドレスリスト処理状況 (2011年4月1日~2012年8月17日帯領分)

単位:URL件数(カッコ内はドメイン件数)。受領件数は開設以来の累積件数。 その他は現時点での処理状況のため、例えば一度ブロッキングの対象となり、 その後削除が確認されたものは「削除確認」に分類される。

察庁 -からの受領 6165<sup>361362</sup>

(749)

※1 受領数は 思稿件数 ※2 重複URLを除く

(4)

形式除外

(5)

- ・削除確認(画像が存在しないもの)
- ・判定困難(画像が確認できないもの)

・未判定(集計時点で判定中のもの) til

児童ポルノと断定できない

画像不鮮明または判定アドバイザー(小児科医、 弁護士)等による判定

59

395 (158)

5770

336

(141)

DNSブロッキングの 形式的基準を満 たさない

> 同一ホストを複数の利 用者で共有していること から、全く関係の無いサ 小の利用者も巻き込ん でしまうものなど

> > 327

DNSブロッキングが許される「著しい権利侵害」の基準を 満たさないと考えられるもの

- 童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等が存在するか、
- (イ)児童の権利等を著しく侵害する画像等が相当数存在するか、
- (ウ)児童の権利等を著しく侵害する画像等が相当の割合で存在するか、 のいずれかであること
  - ※(ア)にいう「児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画 像等」とは、例えば、被写体が幼い児童であって、児童ポルノ禁止法 第2条第3項第1号に該当する画像等である

(4)

5

上記のほか、ホットラインセンター等か ら通報があった児童ポルノであり、単独 では「被写体となった児童の著しい権 利侵害」といえないものの、DNSブロッ キングにより結果的にブロッキングの対 象となった件数(URL)が4件存在

ブロッキングの対象と

4\*3\*4

なったもの

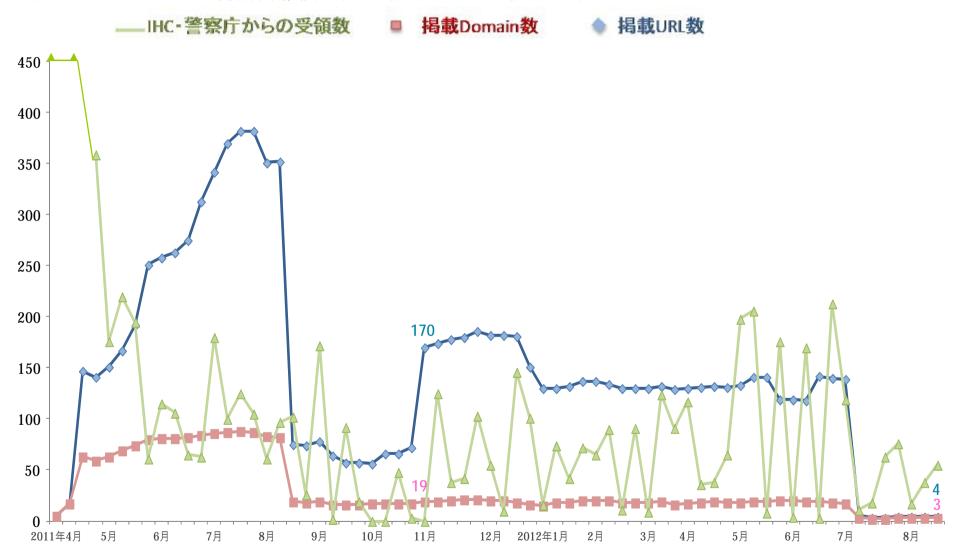
363

ブロック数は、累積件数ではなく、集計 時点のリスト掲載件数。

(注)2011年11月1日現在のブロッキングの対象となったもの URL件数: 170、ドメイン件数: 19

# 児童ポルノ流通防止対策の運用状況

児童ポルノアドレスリスト掲載件数推移表(2011年4月1日~2012年8月28日)



# ICSAにおけるこれまでの取り組み

平成23年2月8日 一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会の登記申請

平成23年3月3日 一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会の設立総会を 開催 (報道発表) ・21社・団体で設立

平成23年3月29日 児童ポルノ流通防止対策専門委員会からアドレスリストの 作成・管理団体として選定

**平成23年4月1日** <u>児童ポルノ画像が掲載されたサイトに係るアドレスリストの提供をスタート</u> (報道発表)
・4月1日からアドレスリストの提供を開始

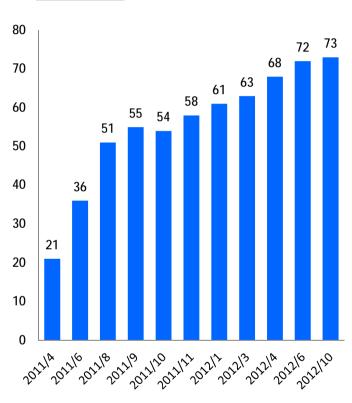
平成23年4月21日児童ポルノ画像が掲載されたサイトのブロッキングなどの<br/>流通防止の取り組みを開始(報道発表)プロバイダ:ブロッキングの実施<br/>検索サービス事業者:検索結果非表示の実施<br/>フィルタリング事業者:フィルタリングによるアクセス制限9社

:

平成24年6月3日 児童ポルノ流通防止に係る国際実務者会合を開催

平成24年6月22日 第2期社員総会の開催

#### 会員数の推移



### 今後求められるインターネット上の児童ポルノ流通防止対策

### ○<u>IPアドレス直打ち</u>

インターネット上の児童ポルノサイトへの接続を強制切断する「ブロッキング」をすり抜ける手口が横行している問題で、警視庁と北海道警は2日、男4人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反(提供)の疑いで逮捕した。4人は、サイトのアドレスを数字の羅列にする「IP直打ち」と呼ばれる手法でブロッキングを逃れ、年間1億円以上を売り上げていたという。

発表によると、4人は昨年12月16日、ネット上に開設したサイトを通じ、小学生以下の女児のわいせつなDVD3枚を50歳代の男性に計2040円で販売した疑い。ネットなどに出回っていた児童ポルノ映像をDVDにコピーしていたという。

ネット上のサイトには数字を羅列した「IPアドレス」が割り付けられるが、通常はアドレスを「〇〇. co. jp」などの「URL」に置き換えて表示している。昨年4月から始まったブロッキングはURLのみが対象のため、4人はアドレスをIPアドレスに設定。客がバナー広告などをクリックすると、自動的に接続する仕組みになっていた。

4人は70~80の販売サイトを開設し、「ブロッキングで見られなくなるおそれがあるので、お早めに」などと宣伝。摘発を避けるため、受注のメールチェックはネットカフェで行っていたという。

(2012年7月3日 読売新聞記事より抜粋)

### 〇<u>ファイル共有ソフトを悪用</u>した流通防止対策(<u>P2P対策</u>) 次ページ参照

## ファイル共有ソフトを悪用した児童ポルノ流通防止の取り組み

#### 滋賀県警とケイ・オプティコムの両者での運用を平成24年9月28日に開始

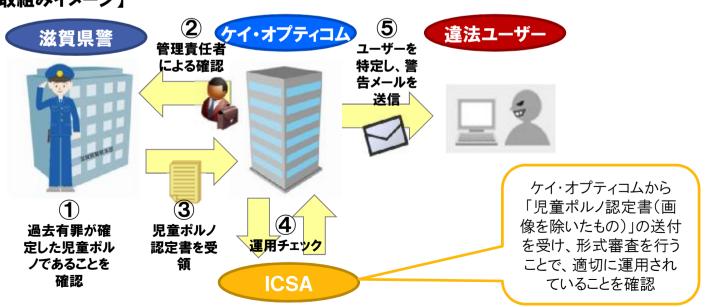
#### 1. 取組み概要

- ○滋賀県警とケイ・オプティコムにおいて、ファイル共有ソフト「Share」を悪用して児童ポルノを流通させている者に対して、 警告メールを送付することで、児童ポルノ流通防止を図ろうとするもの
- ○取組みに際して、運用マニュアル<u>「滋賀県警とケイ・オプティコムによるファイル共有ソフトを悪用した児童ポルノ流通への</u> 防止対策措置に関する運用マニュアル」を作成

#### 2. 取組みの流れ

- ①滋賀県警にて「Share」上で流通している画像が過去有罪が確定した児童ポルノであることを確認し「児童ポルノ認定書」を作成
- ②ケイ・オプティコムにて滋賀県警が提示する「児童ポルノ認定書」を確認
- ③ケイ・オプティコムが滋賀県警より「児童ポルノ認定書(画像を除いたもの)」を受領
- ④ICSAにて運用をチェック
- ⑤ICSAによるチェック後、ケイ・オプティコムにてユーザーを特定し警告メールを送信

#### 【取組みイメージ】



# まとめ

- ○ブロッキングは利用者の通信の秘密を侵害する行為
- ○緊急避難として、児童ポルノに限って許される
- ○民間の業界団体による中立的な運用が不可欠

### ICSAの取組み

- ■児童ポルノ掲載アドレスリスト作成における判断基準をふまえ、今後も慎重か つ適切な運用を推進
- ■インターネット関連事業者の参加拡大につとめ、ブロッキングのカバー率を高める

(参考) 現在のカバー率は 約8割と推定される(携帯では95%程度)

インターネット上の児童ポルノ流通防止対策を関係者と連携して推進することにより、安全・安心なネット社会の実現をめざす